（様式第７－１号）

傍　聴　要　領

我孫子市立新木小学校　学校運営協議会

１　傍聴をする場合の手続き

（１）会議の傍聴を希望する方は、会議の開始時刻までに会場受付で氏名及び住

所を記入し、運営委員の指示に従って会場に入場してください。

（２）傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第締め切ります。【定員５人】

２　傍聴できない者

（１）人に危害を及ぼすおそれのある者を携帯している者

（２）酒気を帯びていると認められる者

（３）前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または、人に迷惑を及ぼすおそ

れがあると会長が認めた者

３　会議を傍聴する場合に守るべき事項

（１）会議場における発言に対し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

（２）会場内において、不用意に発言しないこと。

（３）会場内において、むやみに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。

（４）会場内において、飲食または喫煙を行わないこと。

（５）他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。

（６）会場内において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長に特別に許可された場合は、この限りではない。

（７）全各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、または、会議の運営に支障を及ぼす行為をしないこと。

４　会議の秩序の維持

（１）傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、会長及び委員の指示に従ってください。

（２）傍聴人が３に掲げる諸事項を守らないときには、これを注意し、なおそれに従わないときは、退場させる場合があります。

５　その他

　※上に掲げる事項に反しない範囲で、必要に応じて記載する。